

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和6年度】

※1～5:所管課記入、6:指定管理者記入、7～8:指定管理者、所管課及び指定管理者評価委員会記入
※記入欄は、必要に応じて適宜行数を広げる等により対応願います。

| | |
|-------|-------------------|
| 所管課 | 釜石市保健福祉部地域包括ケア推進課 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人釜石市社会福祉協議会 |

1 施設名等

| | |
|--------|-----------------|
| 施設名 | 釜石市老人福祉センター |
| 住所 | 釜石市甲子町第8地割178番地 |
| 電話番号 | 0193-27-3125 |
| ホームページ | |

2 施設の概要

| | | | |
|------|--|-------|---------------|
| 設置年月 | 昭和47年3月 | 根拠条例等 | 釜石市老人福祉センター条例 |
| 設置目的 | 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。 | | |
| 施設内容 | 管理集合棟（鉄骨造外壁ブロック平屋建）613.979㎡ 車庫（鉄骨造外壁カラー鉄板平屋建）49.500㎡ | | |
| 利用料金 | 市内に居住する者で60歳以上のものは無料 | | |
| 開所日等 | 土・日曜、休日・祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く月曜日から金曜日まで。 ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館することができる。 | | |
| 開所時間 | 午前9時から午後4時まで | | |

3 指定管理者

| | |
|--------|-------------------------|
| 指定管理者名 | 社会福祉法人釜石市社会福祉協議会 |
| 選定方法 | 公募(応募者数: 1)・非公募(随意指定) |
| 指定期間 | 令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間) |

4 指定管理料(決算ベース)

| 令和5年度(A) | 令和6年度(B) | 差(B)-(A) |
|----------|----------|----------|
| 7,000 千円 | 7,242 千円 | 242 千円 |

5 指定管理者が行う業務

- (1)センターの使用の許可に関する業務
(2)センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
(3)センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

6 利用実績等

(1) 利用実績

(単位:人)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 令和5年度(A) | 281 | 240 | 233 | 216 | 163 | 248 | 236 | 206 | 214 | 185 | 158 | 186 | 2,566 |
| 令和6年度(B) | 303 | 208 | 196 | 223 | 173 | 242 | 233 | 228 | 239 | 214 | 196 | 188 | 2,643 |
| 増減数(B)-(A) | 22 | -32 | -37 | 7 | 10 | -6 | -3 | 22 | 25 | 29 | 38 | 2 | 77 |
| 主な増減要因等 | 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことに伴い、利用者が増加している。 | | | | | | | | | | | | |

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|
| 令和5年度(A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和6年度(B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 増減数(B)-(A) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 主な増減要因等 | | | | | | | | | | | | | |

(3) 利用料金の見直し状況(対前年度比)

| | |
|-------------|--|
| 見直しの有無 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| (有の場合)見直し内容 | |

(4) 開所日・時間の見直し状況(対前年度比)

| | |
|-------------|--|
| 総開所日数 | 令和5年度 : 243 日 |
| | 令和6年度 : 243 日 |
| 総開所時間 | 令和5年度 : 1,701 時間 |
| | 令和6年度 : 1,701 時間 |
| 見直しの有無 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| (有の場合)見直し内容 | |

(5) サービス向上のため実施した内容

- 冬期間にトイレ及び脱衣室内の暖房実施
- コロナ感染症対策:各行事終了後にテーブル及び椅子、トイレ、スリッパ、手すり、靴ベラなどを毎回消毒している。
- 入浴困窮者対策:市内銭湯業者の廃業が相次いだことに伴い、入浴施設のない賃貸住宅居住者を中心に入浴困窮者が発生していることから、当センター入浴施設の利用を勧めることで、その対策に寄与している。

(6) 利用者の主な声とその対応状況

- 利用者の声:①集会室にエアコンを設置してほしい。②施設内の整理整頓のほかトイレ等をいつも綺麗にしてくれて感謝している。③職員の親切な対応に感謝している。
- ①の対応状況:開所から53年が経過し、施設全体が老朽化しており、冷房設備はなく暑さ対策は窓の全開と扇風機に頼っているが、夏の室内温度は30度以上となり熱中症が懸念される状況である。集会室は床面積が約218㎡(132畳)あるため、大型の空調機器が必要であるが、エアコンの設置には多額の予算が伴うことから実現に至っていない。

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じて加除修正してください。

| 評価項目 | 指定管理者 | 評価 | 所管課 | 評価 | 指定管理者 評価委員会 最終評価 |
|---------------|--|----|--|----|------------------------|
| 施設の目標に沿った管理運営 | 施設に施設長を配置し、目的達成のため生活相談や健康相談、教育講座の実施、市内老人クラブに対する援助、世代間交流事業の実施、入浴施設を定期的に提供している。 また、コロナ感染症対策に万全を期し、来所される方々が快適に過ごしていただけるようにサービス向上に努めており、高齢者の福祉向上が図れるよう関係機関と連絡を密にし管理運営を行っている。 | B | 釜石市老人福祉センター条例、釜石市老人福祉センターの管理運営に関する基本協定、釜石市老人福祉センター滝の家管理運営事業計画等に基づき、施設の良好な維持管理や、効率的な運営等(適切な人員配置等)が図られている。 | A | A |
| 平等な利用の確保 | 利用は、市内に居住する者で60歳以上の方々としており、条例第8条に該当するもの以外の施設利用希望者はすべて受け入れ、普段利用していない団体から利用申込みがあった場合でも、常連団体とスケジュールを調整し、日程が確保できるように配慮している。 | B | 釜石市老人福祉センター条例を遵守し、理由もなく市民の施設利用を拒んだり、特定の団体に対し便宜を図るなどの、不当な取り扱いが生じないよう留意し、適切に対応している。 | B | B |
| 利用者サービス向上の取組み | 利用者が気持ちよく快適に過ごせるよう日常会話の中で要望や提案を伺い、運営の改善に努めており、令和5年度から熱中症対策として窓に網戸を新設しており、令和6年度は玄関に網戸を設置した。また、お風呂に草津温泉の湯花を使用し、利用者から好評を得ているほか、利用者の転倒を防止するため、しわが寄って波立っていた廊下のカーペットの修繕を行った。なお、ヘビ、カメシなどの対応も日常業務であり、来所者に不快な思いをさせないように努めている。 苦情解決第三者委員(3名)を設置し、適正なサービス提供の環境づくりにも対応している。 | B | 利用団体からの要望や提案、困りごと等を、日常会話や利用状況の中で把握しており、利用者ニーズに応じて網戸の設置や、転倒防止のための修繕など、利用者の要望に柔軟に対応している。 土地柄、害虫も多数発生しているが、駆除を行うなど適切に処理している。 日常会話からの要望の他、アンケート調査により利用者のニーズ把握に努めている。 | A | A |
| 職員・管理体制 | 施設職員は施設長による管理となるが、労務等は法人によって人事管理され、労働に関する協定等、関係法遵守の上、就業規則、給与規則、個人情報保護規程等により対応している。 所長及び清掃員は各1名。運転手は2名配置で隔週交代。通常3名体制で運営している。 | B | 施設長の管理のもと、受付清掃員1名、運転手2名による運営を行っており、利用者ニーズに応じた適切な管理運営に繋がっている。 AEDを設置しており急変時の対応に備えているほか、防火管理者を配置し、有事に備えている。 業務上知り得た個人情報について、口外しないよう適切な指導を行っている。 | B | B |
| 経理状況 | 施設の老朽化に伴い、各経費を抑え、修繕費に流用し、充当している。消毒液の購入など感染症対策費も負担であるが、管理職員(受付清掃、運転手)を必要な時間帯で雇用し、人件費の適性化を図り、軽微な修繕は、施設職員や法人職員も対応し、維持管理を行う等の取組をし、経費削減を図っている。 | B | 閉じこもり予防事業の事務室を置いていることを活用し、効率的な運営を行っている。 当施設利用料については、釜石市老人福祉センター条例に基づき60歳以上の方は無料としており、基本的には指定管理料のみの収入であるが、利用者からの要望や施設の修繕等は、指定管理料の予算内で流用し対応するなど、コストの抑制に努めている。 | A | A |
| 総合評価 | 地域の高齢化、高齢者世帯の増加に伴い、老人福祉センターとしての役割は重要である。本施設は平成16年度から、当会で受託管理を行っており、東日本大震災の際には、福祉避難所として、緊急的な要配慮者を積極的に受け入れるなど、有事に即した対応の実績がある。これらの積み重ねた管理スキルを十分に発揮し、施設の管理はもとより、利用者の「生きがい」や「健康づくり」に、適正かつ安全に応えるように努め、当市の老人福祉の一翼を担っている。 | B | 施設の老朽化による修繕の増加という問題がありながらも、日常的にコストの抑制に努めている。 指定管理制度導入時から管理運営を行ってきたという実績が、利用者との日々のコミュニケーションをはじめとした相談及び活動しやすい環境づくりに活かされている。 平成23年に福祉避難所としての運営実績があり、緊急時の防災体制が整っている。 | A | A |

(評価分類) A: 仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B: おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適切な管理運営が行われている。
 C: 仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D: 仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 効果と課題

| 項目 | 指定管理者 | 所管課 | 指定管理者評価委員会 |
|------------|---|---|---|
| 制度の効果 | <p>指定管理者としての適正な運営を行うことにより、現状においては重大な事故の発生もなく推移しており、利用者の満足度も一定の水準にある。</p> <p>目標に沿った運営を行うことで、老人福祉、地域福祉推進施設として役割を果たしている。</p> | <p>利用者満足度が高い水準にあることから、老人福祉に係る施設の管理に際し、職員のノウハウが生かされ、利用者に対し適切な対応ができていたことが伺える。</p> <p>コストの抑制に対する意識付けが、日常的にされており、効率的な運営につながっている。</p> | <p>利用者満足度は非常に高く、サービスの質に対する評価も良好である。</p> <p>施設長をはじめとする職員が、利用者との積極的なコミュニケーションを図っており、親切かつ丁寧な対応が行われている。</p> |
| 施設の管理運営の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・当センターは高齢者の生きがいを支えるとともに心の拠り所として愛されてきた施設であるが、利用者から夏の暑さ対策としてエアコンの完備を切望されており、喫緊の課題となっている。 ・近年の入浴施設利用者は自宅にお風呂のない方もおり、健康的な生活の確保として利用されている側面もあるが、利用者の高齢化が進んでいることから、入浴時の事故が懸念されている。 ・施設スタッフ全員が非正規雇用者であり、人件費コストを可能な限り抑えているが、労働に関する法令順守の他、人材確保の観点からも賃金などの労働条件の見直しも必要に迫られている。 | <p>施設内の老朽化により、今後も修繕の増加が見込まれることから、継続してコスト抑制に取り組んでいくことが求められる。</p> <p>エアコンの設置については、居室が広く整備費に多額の費用を要する。令和6年度中に事務室内にエアコンが整備されており、体調不良者の休憩場所としての活用が望まれる。</p> <p>施設の改修等、指定管理者を通して挙げられる様々な課題に対して、緊急度や優先度を吟味し、高齢者の生きがいづくりの場として、機能するよう可能な限り、対応していくことが求められる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・集会室へのエアコン整備が急務である。 ・エアコンの整備は、福祉避難所としての機能を果たす上でも重要な課題である。 ・入浴施設の整備は、災害発生時における支援機能として極めて重要な役割を担っている。 ・エアコンの整備や入浴施設の維持など、施設機能の継続と強化が強く求められる。 |